

山梨県障害者幸住条例改正検討委員会設置要領

(目的)

第1条 障害のある人もない人も共に暮らしやすい県づくりを目指して、山梨県障害者幸住条例（平成5年条例第30号。以下「条例」という。）を見直すため、山梨県障害者幸住条例改正検討委員会（以下「検討委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 検討委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 条例の内容の見直しに関すること。
- (2) その他条例の見直しに関し必要な事項

(組織)

第3条 検討委員会は、別表に掲げる委員をもって構成する。

(委員長)

第4条 検討委員会に委員長を置き、委員のうちから互選する。

- 2 委員長は、検討委員会の会務を総理し、検討委員会を代表する。
- 3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 検討委員会は、山梨県福祉保健部長が招集する。

- 2 検討委員会は、委員長が議長となる。
- 3 委員長が必要と認めるときは、検討委員会に委員以外の出席を求め、意見を聴くことができる。

(作業部会)

第6条 検討委員会に、第2条に規定する事項に係る調査等を行うための作業部会を置くことができる。

- 2 作業部会に属すべき者は、委員の中から委員長が指名する。
- 3 作業部会の部会長は、委員長が兼任する。
- 4 第4条第2項及び第3項並びに前条第2項及び第3項の規定は、部会長について準用する。

(委員の任期)

第7条 委員の任期は、2年以内とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(庶務)

第8条 検討委員会の庶務は、山梨県福祉保健部障害福祉課において処理する。

(その他)

第9条 この要領に定めるもののほか、検討委員会について必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

この要領は、平成26年6月4日から施行する。

この要領は、平成27年6月4日から施行する。